

# 飲食提供業務に係る施設整備業務と自主事業の区分について

## 1 基本的な考え方

飲食提供業務に必要となる施設・設備等の整備は施設整備業務として実施し、その費用は施設整備業務に係る対価に含める。一方、整備された施設・設備等を活用して行う飲食営業は自主事業として実施し、その運営に要する費用は事業者の負担とする。

## 2 経費負担

### ア 施設整備業務として整備するもの

- ・ 飲食スペース、厨房等の施設整備
- ・ 給排水、ダクト、グリストラップ等の設備
- ・ 厨房基本設備（シンク、コンロ、冷蔵庫等の施設整備に付帯する機器）
- ・ 飲食スペース内の椅子・テーブル等の基本什器

※詳細については、設計段階において市と事業者で協議する。

### イ 自主事業として事業者が負担するもの

- ・ 食材等の原材料費
- ・ 人件費等
- ・ レンジ等の簡易な調理機器等
- ・ レストラン内食器等備品
- ・ レジ等の営業用設備
- ・ 通信費、支払手数料、リネン費、ごみ廃棄料等
- ・ 営業許可、衛生管理その他店舗運営に要する経費
- ・ 事業者独自のメニューや営業形態により、標準的な営業に必要な範囲を超えて追加で必要となる設備・機器等

### ウ その他

- ・ 上記に掲げるもの以外の経費負担については、市と事業者の協議の上、決定するものとする。